

枚方市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年（2021 年）12 月 28 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	松 岡 ちひろ
同	丹 生 真 人

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

子どもの育ち見守りセンター

### (2) 対象事務

令和3年度（2021年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和3年（2021年）9月1日（水）～令和3年（2021年）12月27日（月）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【指摘・改善事項】

[子どもの育ち見守りセンター]

#### ○子ども食堂への補助金交付に係る事務処理について

子どもの育ち見守りセンターでは、子ども食堂に取り組む団体を支援するため、補助金を交付している。

運営経費に係る補助は、枚方市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付要綱に基づき、実施回数に応じて限度額を算定し、収支の状況により交付額を決定しているが、限度額を超えた交付や、事業が実施できなかった団体へ交付していた事例があった。

また、令和2年4月実施分からは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、子どもの見守り体制を低下させることがないよう子ども食堂の再開・継続を促すため、通常の補助金に加え弁当等の提供食数に応じて補助金を交付する弁当配付等事業も行っているが、提供食数以上に交付していた事例もあった。

補助金の交付に際しては、補助金額の確定に必要な項目について十分に確認を行い、公金の支出に携わっていることを深く自覚し、適正に事務を執行するよう指摘する。

弁当配付等事業に係る意思決定については、令和2年度上半期は、緊急性から要綱を制定せず決裁による実施となったことは理解できるものの、下半期においては、決裁を行わずに枚方市新型コロナウイルス対策本部の決定のみで事業を継続していたことは、極めて不適切と言わざるを得ない。さらに、令和3年度においても同様の事業が実施されているが、事業が長期化していることから、本来、要綱を制定した上で事業実施されるべきであるものの、決裁のみで事業を実施していた。

今後、同様の事業を行う際は要綱を制定するなど適切な意思決定に基づき事業を実施

するよう指摘する。

**【意見・要望事項】**

[子どもの育ち見守りセンター]

○ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る事務処理について

ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を委託により行っているが、本市から委託事業者への支払金額に誤りがあった。また、ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱に定める利用時間を超える利用も見受けられた。

今後は、請求書類の内容確認を十分に行い、適正に事務を執行するよう要望する。また、利用時間については、制度利用の必要性を精査しつつ、やむを得ない事情に対応できるよう同要綱の見直しも含めた検討を行うよう要望する。